

1 教育・保育給付認定の申請

保育所等の利用にあたっては、保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」を受けていただく必要があります。教育・保育給付認定の申請に基づき、福岡市から支給認定証を交付します。

認可保育施設等の利用を希望する方は、福岡市が利用調整を行うため、認定の申請と同時に希望する保育施設等の利用申込みが必要です。

(1) 教育・保育給付認定

① 教育・保育給付認定には、3つの認定区分があります。

教育・保育給付認定区分	対象となるお子さん			利用できる主な施設・事業
	年齢	保育の必要性	教育・保育時間	
教育認定 1号認定	満3歳以上	不要	教育標準時間	幼稚園(注1) 認定こども園(教育機能部分)
満3歳以上保育認定 2号認定	満3歳以上	必要	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園(保育機能部分)
満3歳未満保育認定 3号認定	満3歳未満	必要	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園(保育機能部分) 地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業等、居宅訪問型保育事業)

※注1 幼稚園は、新制度に移行した園と、新制度に移行しない園とがあります。新制度移行園の利用には、教育・保育給付認定が必要です。詳しくは入園を希望される園にお問い合わせください。

② 保育認定(2号認定又は3号認定)を受ける方は、保護者の就労時間等に応じて、保育が利用できる時間(保育必要量)を認定します。

保育必要量には、「保育標準時間」「保育短時間」の2つの区分があります。

保育必要量の区分	保育を利用できる時間
保育標準時間	一日あたり最長11時間
保育短時間	一日あたり最長8時間

※ 各施設等の保育短時間の実施時間については、39ページから48ページをご覧ください。

※ 上記の時間を超過して預ける場合は、各施設等への延長保育の利用申込みが別途必要です。

③ 保育の必要性の事由ごとの保育必要量

保育の必要性の事由	保育必要量	
	保育標準時間	保育短時間
就労している	就労時間等が 月120時間以上	就労時間等が 月60時間以上 120時間未満
就学している(通信教育は含まない)		
同居の親族(長期入院している親族を含む)を 常時介護又は看護している		

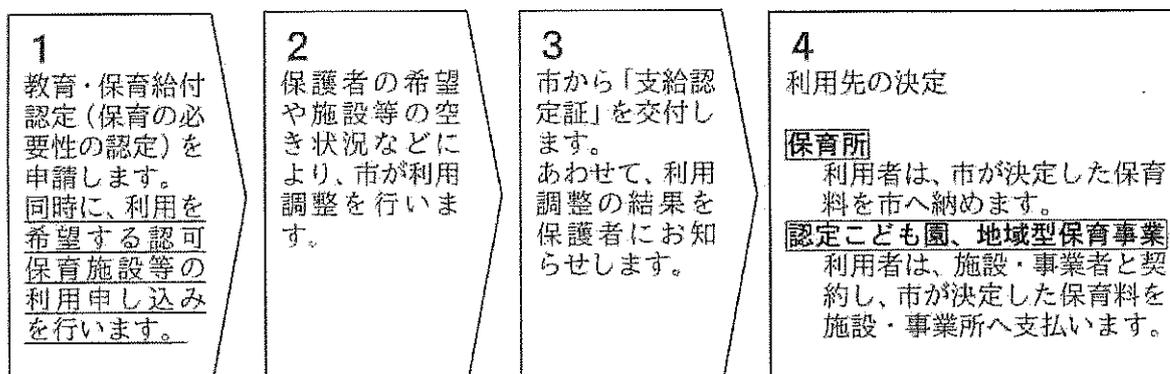
保育の必要性の事由	保育必要量
妊娠中又は出産	保育標準時間で認定 (保育短時間を希望することもできます)
疾病、負傷、障がい等がある	
災害等の復旧にあたっている	
求職活動している	保育短時間のみ認定 (保育標準時間の認定はできません)
育児休業取得時に、既に保育施設等を利用して いる子どもがいて継続利用が必要である	

(2) 保育認定（2号認定・3号認定）の方が利用できる保育施設等

<p>保育所 2号・3号(0～5歳)</p>	<p>就労などの理由により、家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行う「児童福祉施設」です。</p>
<p>認定こども園 2号・3号(0～5歳)</p>	<p>幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持つ施設です。 ※1号認定の方は教育機能部分のみ利用できます。</p>
<p>地域型保育事業 3号(0～2歳)</p> <p>※ 地域型保育事業は、卒園後(3歳以降)の利用先として連携施設(保育所、認定こども園、幼稚園)が設定される仕組みです。卒園後は連携施設を引き続き利用できます。</p>	<p>0～2歳の子どもを対象とした、少人数の単位で保育を行う事業です。この事業には、次の4種類があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 家庭的保育事業(定員5人以下) 家庭的な雰囲気のもとで、少人数を対象にきめ細かな保育を行う事業 ● 小規模保育事業(定員6人～19人以下) 比較的小規模な環境で、きめ細かな保育を行う事業 ● 事業所内保育事業 事業所の保育施設などで従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業 ● 居宅訪問型保育事業 子どもの自宅で保育を行う事業 ※高度な医療的ケアが必要ななどの理由で、保育所の利用が難しい子どもが対象

(3) 保育認定（2号認定・3号認定）の方の利用手続きの流れ

※ 保育所、認定こども園、地域型保育事業の利用を新たに希望する場合



(4) 教育・保育給付認定の有効期間

教育・保育給付認定の有効期間は、保育の必要性の事由に応じて異なります。

教育・保育給付認定の有効期間が終了した場合は、保育の利用期間も終了します。

保育の必要性の事由	教育・保育給付認定の有効期間
就労している(月60時間以上)	2号:小学校就学前まで(最長) 3号:満3歳の誕生日の前々日まで(最長)
疾病、負傷、障がい等がある	<p>※注 復職予定や就労予定及び、雇用期限がある方などにつきましては、教育・保育給付認定の有効期間が短くなる場合があります。保育の利用期間を更新するためには、就労開始後もしくは雇用期限更新後、「就労証明書」等を提出いただく必要があります。</p>
同居の親族(長期入院している親族を含む)を常時介護又は看護している(月60時間以上)	
災害等の復旧にあたっている	
妊娠中又は出産後間がない (出産月の前2か月から出産日の後8週間)	<p>次のうち、いずれか短い期間</p> <p>ア 小学校就学前まで(3号は満3歳の誕生日の前々日まで)</p> <p>イ 出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで</p>

保育の必要性の事由	教育・保育給付認定の有効期間
求職活動している	次のうち、いずれか短い期間 ア 小学校就学前まで（3号は満3歳の誕生日の前々日まで） イ 効力発生日から90日が経過する日が属する月の末日まで
就学している（通信教育等は含まない）（月60時間以上）	次のうち、いずれか短い期間 ア 小学校就学前まで（3号は満3歳の誕生日の前々日まで） イ 効力発生日から保護者の卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日まで
育児休業取得時に、既に保育施設等を利用している子どもがいて継続利用が必要である	育児休業期間の終了日の属する月の末日又は育児休業対象児童が1歳を迎えた日（誕生日の前日）の属する月の末日までいずれか早い方

※ 効力発生日とは、保育の利用希望日となります。令和5年4月1日から利用を希望する方の効力発生日は、令和5年4月1日となります。

※ 上記以外に世帯状況等から、保育の必要性について福祉事務所長が認める場合があります。

（5）育児休業中の利用

育児休業期間中の新規利用はできません。

保育施設等を利用しているお子さんの保護者が育児休業を取得する場合、そのお子さんは原則として利用できなくなります。ただし、育児休業を取得する際、出産日から1年以内に復職する場合は、保護者の申出により、その期間も継続して同一の保育施設等に限り、利用することができます。

また、1年を超える育児休業の場合も、育児休業の対象児童が1歳を迎えた日（誕生日の前日）の属する月の末日まで継続して利用することができます。

※ 育児休業から復職予定で利用申込みをし、入所決定となった場合で、復職後に育児休業を再度取得（分割取得）することになった際は、育児休業対象児童の継続利用はできなくなります。

（6）教育・保育給付認定に関する諸手続き

① 教育・保育給付認定の変更申請

就労時間が変更となった場合や仕事を辞めた場合など、保育が必要な状況に変更があった場合は状況に応じて、教育・保育給付認定の変更申請を行ってください。（11ページ参照）

② 職権による教育・保育給付認定の変更

満3歳未満保育認定（3号認定）の子どもが満3歳に達したときは、市が満3歳以上保育認定（2号認定）に職権で変更し、支給認定証を交付します。このほか、必要があると認めるときは、市が教育・保育給付認定の変更認定を行うことがあります。

③ 教育・保育給付認定の取消し

教育・保育給付認定の有効期間内に福岡市内から転出した場合には、教育・保育給付認定を取り消します。

④ 支給認定証の再交付

支給認定証を破損又は紛失した場合は、再交付の申請を行ってください。

（7）マイナンバーの確認について

保育施設等利用申込みに係る教育・保育給付認定申請等の手続きにおいて、マイナンバー（個人番号）の記載が必要になります。（提出書類の詳細は26ページをご確認ください。）

マイナンバーの利用目的	提出を受けた個人番号及び特定個人情報、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関する事務の範囲で取扱います。
-------------	--

保育施設等利用申込書を提出の際には、「マイナンバー（個人番号）申請書」（26ページ）、申請者の個人番号確認書類及び本人確認書類を提出してください。

なお、令和5年4月1日からの一次利用申込みにおいては、第1希望の保育施設等へ提出となりますので、マイナンバー専用封筒（各保育施設等で配布）に「マイナンバー（個人番号）申請書」、個人番号確認書類及び本人確認書類の写しを入れて、封をした状態で提出してください。

（各保育施設等で開封することはありません。区子育て支援課で開封のうえ確認を行います。）